慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	反トラスト法域外適用における国内効果例外のクレーム要件に関する一考察 : グローバル・サプライチェーンに伴う判例変遷を中心として
Sub Title	A study on the requirements of claim regarding domestic effect exceptions for the extraterritorial application of antitrust laws
Author	段, 禹成(Duan, Yucheng)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2025
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.147 (2025. 12) ,p.1- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20251215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

反トラスト法域外適用における国内効果例外のクレーム要件に関する一考察

――グローバル・サプライチェーンに伴う判例変遷を中心として――

段　禹成

一　はじめに
二　反トラスト法域外適用における国内効果例外のクレーム要件
　㈠　反トラスト法の内容および施行
　㈡　反トラスト法の域外適用
　㈢　国内効果例外のクレーム要件
三　国内効果例外のクレーム要件解釈に関する判例法理の展開
　㈠　国内効果例外のクレーム要件解釈に関する従来の判例法理の展開
　㈡　グローバル・サプライチェーンに関わる事例における新たな展開
四　グローバル・サプライチェーンに関わるクレーム要件の捉え方
　㈠　反トラスト法域外適用におけるクレーム要件の位置付け
　㈡　グローバル・サプライチェーンに関わるクレーム要件解釈の課題
五　おわりに

一　はじめに

法の域外適用とは、「国家が自国の領域外にある人、財産または行為に対して国家管轄権を行使すること」というものである[1)]。一般に、自国外で行われた行為に対して競争法を適用することを、競争法の域外適用と呼ぶ[2)]。

1)　金井貴嗣・川濵昇・泉水文雄『独占禁止法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018）432頁〔田村次朗〕。

2)　泉水文雄・土佐和生・宮井雅明・林秀弥『経済法〔第 2 版〕』（有斐閣、

米国の競争法は反トラスト法と総称され、シャーマン法[3]、クレイトン法および連邦取引委員会法を中核とした一群の法律によって構成されている。反トラスト法の域外適用は、1945年のAlcoa事件[4]から実質的に始まっている。当初の反トラスト法域外適用は、国際法の伝統的な立場である厳格な属地主義[5]に反するものとして批判され、特に英国などから強い反発ないし対抗立法など国際的な衝突を招いた時期があった[6]。今日では、競争法の整備ができている国や地域の数の増加に加え、競争法を域外適用できるようにしている国や地域の数も昔より多くなることに伴い、競争法域外適用による国際衝突は以前ほど激しくなくなってきた[7]。現在、各国の競争法がどの範囲を違反と論じてよいかという問題について、国際法が特段の縛りをかけているということはなく、各国が自国法の解釈として共通に採用している考え方に準拠していればよい、という考え方が実際に定着している[8]。

国際法上、国外の競争制限行為に対して国家が管轄権を取得する根拠として、四つの原理が承認された[9]。そのうち、行為が自国の領域外で行わ

2015）387頁〔土佐和生〕、村上政博『独占禁止法〔第10版〕』（弘文堂、2022）102頁、岸井大太郎ほか『経済法：独占禁止法と競争政策〔第 9 版補訂〕』（有斐閣、2022）442頁〔稗貫俊文〕など参照。

3）　Sherman Antitrust Act.

4）　United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416（2d Cir. 1945）.

5）　国家は原則としてその領域内で生じた問題に対して領域主権に基づき管轄権を有する、という国家管轄権行使の原則である。中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法〔第 4 版〕』（有斐閣、2021）37頁。

6）　例えば、1947年に制定されたカナダのオンタリオ州の事業記録保護法（Business Records Protection Act）は、州外の立法・行政命令又は判決に従って州内の事業記録を州外に持ち出すことを刑事犯として禁止している。星正彦「独占禁止法の域外適用：欧米における競争法の域外適用理論の進展と日本におけるその受容と新展開に関する一考察」一橋大学博士論文（2011）33頁。

7）　土田和博「独占禁止法の国際的執行――逡巡、適用、協力」日本経済法学会年報34号（2013）4－5 頁参照。

8）　白石忠志『独禁法講義〔第10版〕』（有斐閣、2023）241-242頁。

9）　部分的行為理論、行為帰属理論、効果理論及び保護主義がある。丹宗暁信・厚谷襄児『新現代経済法入門〔第 3 版〕』（法律文化社、2006）270-271頁〔小

れた場合であっても、当該行為が国内市場に一定の効果を及ぼす場合には国内法を適用できるとする効果理論[10]が、世界的に見ても優勢である[11]。

米国において、Alcoa事件から確立された効果理論は、シャーマン法の国際的適用範囲について規定している1982年の外国取引反トラスト改善法（以下、「FTAIA」）[12]をもって成文化された。今日では、反トラスト法を域外適用できるかは、FTAIAの解釈問題となっている[13]。

FTAIAは、外国取引に関与する行為に対するシャーマン法の適用を一般的に禁止している。その例外として、FTAIAは、輸入取引に関与する行為、または米国内に対して一定の効果を及ぼす行為については、シャーマン法の適用が禁止されないとしている[14]。本稿は、輸入取引に関与する行為にFTAIAが適用されないという規定を「輸入取引例外」[15]といい、米国に一定の効果を及ぼす行為にFTAIAが適用されないという規定を「国内効果例外」[16]という。これらいずれかの例外規定に該当する場合、米国外で行われた反競争的行為に対しても、シャーマン法の適用が可能となる。後者の国内効果例外は、FTAIA型効果理論とも呼ばれ[17]、①「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」、および②当該効果がシャーマン法に基づくクレームを生じさせる（give rise to a claim）ことを要件としている。本稿は、当該効果がシャーマン法に基づくクレームを生じさせるという要件を「クレーム要件」という。

原喜雄〕。

10） 金井ほか・前掲注 1 ）433頁参照。

11） 泉水ほか・前掲注 2)。土田・前掲注 7 ）参照。

12） The Foreign Trade Antitrust Improvements Act. 15 U. S. Code §6a.

13） 越知保見「部品カルテル問題と日米欧独占禁止法の域外適用（1）：域外適用問題第 3 ステージへ」国際商事法務41巻10号（2013）1463頁。

14） 詳細は第二章一節参照。

15） 「import exclusion」、「import trade or commerce exception」、または「import exception」などにあたり、「輸入留保」とも訳される。土田・前掲注 7 ） 7 頁参照。

16） 「domestic effects exception」、「effects exception」、または「direct effects exception」などにあたり、「直接効果例外」とも訳される。越知・前掲注13)。

17） 星・前掲注 6 ）272頁参照。

2010年代以降、企業活動の国際化により、日米欧の主要メーカーは、本社所在国に加え、多数の外国に現地法人を設立した企業となっている。多国籍企業は、外国に設立した子会社のみならず、外国企業に部品生産を委託し、多数の国から調達した部品を集約し、本社所在国あるいは外国で製造し、世界各国に輸出している。こうした世界の主要メーカーがグローバル・サプライチェーンを採用していることに対応して、競争法の域外適用を調整する必要が生じている[18]。例えば、域外でカルテル合意がなされた部品によって組み立てられた完成品が域内に輸入された場合、自国競争法の管轄が及ぶかという問題が新たな課題となっている[19]。反トラスト法域外適用の問題としては、複数国に跨る生産ネットワークの下で製造される完成品に用いられる部品について米国外で反競争的行為が行われ、完成品が米国に輸入されるなどの場合、国内効果例外の諸要件、とりわけ「直接的」効果（以下、「直接性要件」）の解釈が重要な争点となる[20]。他方、シャーマン法違反に基づく損害賠償を求める域外適用の事件では、国内効果例外に該当するためにクレーム要件をも満たす必要があるため、クレーム要件の解釈も重要な課題となっている[21]。

実際に、グローバル・サプライチェーンを背景とした液晶パネルの電子部品に関する国際カルテルが問題となった2015年Motorola事件[22]では、直接性要件について判断を明言せず、クレーム要件を満たさないことを理由に、原告の損害賠償請求を棄却した。一方、パソコンの部品である光学ドライブに関する国際的な価格カルテルが問題となった2020年のHP事件[23]では、クレーム要件について判断するために事実認定に焦点を当て、

18）滝川敏明「独禁法と反トラスト法域外適用の限定基準：米国モトローラ事件と日本のテレビ用ブラウン管事件」国際商事法務43巻４号（2015）477頁。

19）越知・前掲注13）。

20）土田・前掲注７）８頁。

21）直接性要件に関しては、段禹成「反トラスト法域外適用における国内効果例外の直接性要件の再考」法学政治学論究144号（2025）136頁以下所収論文参照。

22）Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp., 775 F. 3d 816（7th Cir. 2015）.

23）Hewlett-Packard Co. v. Quanta Storage, Inc., 961 F. 3d 731（5th Cir. 2020）.

結局のところクレーム要件を満たすと判断した上で損害賠償請求を認めた。このように、グローバル・サプライチェーンに関わる国内効果例外の該当性が問題となる事件では、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」の認定が困難となり[24]、クレーム要件の欠如で損害賠償請求を否定する場合もある一方、「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」を認定できるとしても、損害賠償請求を肯定するためにはクレーム要件を満たすと認める必要があることから、グローバル・サプライチェーンの時代において、クレーム要件がより一層重要になることを示唆している。

さらに、従来のクレーム要件に関する判例法理は、FTAIAの枠組みの中で域外適用事件に対処するための独自の解釈論を展開してきたように考えられる[25]。しかし、第七巡回区で下されたMotorola事件控訴審判決は、反トラスト法違反の単純な国内事件でも考慮される原告適格の問題で用いられる間接的購買者理論[26]をクレーム要件の解釈に導入した。それに加え、第五巡回区で下されたHP事件控訴審判決も同じ見解を採った。これらの判決は、クレーム要件の解釈に新たな展開をもたらしていると解される[27]。また、Motorola事件では、米国にある親会社と、その指示に基づいて米国外で部品を購入した米国外にある完全子会社をそれぞれ独立した会社として捉えた。他方、HP事件では、米国にある親会社と米国外にある完全子会社と区別した上で、部品が書類上米国親会社により購入されたのかそれとも海外子会社により購入されたのかに焦点を当てている。以上のことから、グローバル・サプライチェーンに関わる事件の特徴からすると、親子会社の関係およびそれぞれの取引における地位、または商流と物流との関係などがどのようにクレーム要件の判断に影響するのかについて、新たな課題が生じている。

本稿は、グローバル・サプライチェーンを背景とした競争法域外適用のあり方を問題意識として、一国の競争法がどのように自らその適用範囲を

24） 段・前掲注21）136-141頁参照。
25） 詳細は第三章一節参照。
26） 詳細は注116）対応本文参照。
27） 詳細は第三章二節参照。

決定するのかという視点から、世界の競争法の代表的な法として反トラスト法から示唆を得るために、反トラスト法域外適用について検討する意義があると考える。そこで、本稿は、グローバル・サプライチェーンを背景としたFTAIAにおける国内効果例外のクレーム要件の解釈について考察する。

具体的には、米国を含めて世界中に反競争的効果が及び、外国で損害を被った外国企業が米国で救済を求める権利の有無について争われた従来の事例と異なり、グローバル・サプライチェーンに関わる事例は、米国企業の海外子会社が外国で損害を被った外国企業となり、外国での取引の延長線にある米国親会社が損害賠償請求を提起するという特徴がある。この点を鑑みて、本稿は、反トラスト法域外適用におけるクレーム要件の位置付けを確認した上、海外子会社が介在する新しい取引の類型に焦点を当てることにより、クレーム要件解釈の現代的課題を明らかにする。

二　反トラスト法域外適用における国内効果例外のクレーム要件

㈠　反トラスト法の内容および施行

1890年制定のシャーマン法は反トラスト法の中で最も古く、かつ基本的な性格を有する。同法 1 条は、取引制限を内容とする共同行為の禁止規定及び刑罰規定から成り立っており、同法 2 条は、独占を形成し維持する行為の禁止規定及び刑罰規定から成り立っている[28)]。

以上の規定に違反する行為が行われる時には、公訴が提起され有罪の判決があると、違反行為者は罰金もしくは禁錮またはこの双方の併科に処せられる。また、米国政府または私人は、違反行為を中止させ、将来の違反を防止するために、違反行為者に対して一定の行為または不作為を命ずる

28）　松下満雄・渡邉泰秀『アメリカ独占禁止法〔第 2 版〕』（東京大学出版会、2012）5－7 頁。

判決を請求する訴訟を提起することができる（シャーマン法 4 条およびクレイトン法16条）。さらに、違反行為によって損害が発生する時に、被害者は加害者に対して、受けた損害の三倍に相当する額の賠償および適当な弁護士費用を含めた訴訟費用を請求することができる（クレイトン法 4 条）[29]。

反トラスト法においては私人による損害賠償請求訴訟などの私訴は極めて盛んであり、反トラスト法の施行においては米国司法省（以下、「DOJ」）および連邦取引委員会（以下、「FTC」）による法の施行に勝るとも劣らない重要な役割を果たしている。この点が他国と比較した反トラスト法の大きな特色となっている[30]。また、反トラスト法違反に基づく損害賠償請求訴訟においては、消費者対企業の関係、企業対企業の関係、州機関対企業の関係などで、クラスアクション[31] も幅広く用いられている。

㈡ 反トラスト法の域外適用

1945年のAlcoa事件に端を発した反トラスト法域外適用は、域外適用に関する成文法のない時期を経た。1982年に制定されたFTAIAは、シャーマン法の国際的適用範囲について規定し、反トラスト法域外適用における効果理論を成文法として確立した。同法が制定された目的は、第一に、ビジネス界が米国の商品と役務の輸出において効率性を生み出す共同行為に従事することを促進すること、第二に、既存の米国法とDOJの執行基準に、貿易相手国のみならず、事業者、弁護士、裁判官にとっても明確な基準を提供することである[32]。

FTAIAは柱書と但書から成り立っており、その条文を6a条としてシャー

29） 松下ほか・前掲注28）10-12頁。

30） 松下ほか・前掲注28）453頁。

31） ある違法行為により複数の者が損害を受けた場合、この複数の者のうちの特定の者がクラス代表者として加害者を相手として損害賠償請求のため提訴し訴訟遂行して、その結果としての判決や和解などの効果が、有利不利にかかわらずすべてのクラス構成員に及ぶというものである。松下ほか・前掲注28）456頁。

32） H. R. REP. NO. 97-686, at 2-3（1982）, *available at* https://appliedantitrust.com/26_extraterritoriality/statutes/hr_rep_97_686__8_2_1982.pdf.

マン法に加え、シャーマン法 1 条から 7 条の適用範囲について規定している[33]。

FTAIA の柱書は、（輸入取引を除く）外国との取引に関与する行為にシャーマン法が適用されないと規定している。すなわち、外国取引に関与する行為は原則的にシャーマン法の適用範囲から除外されている。ただし、外国取引の一種である輸入取引に関与する行為は、括弧書きの規定により、柱書の原則的な適用除外の規定の対象とならず、シャーマン法の適用範囲から除外されることがなく、シャーマン法の適用範囲に収まる。この括弧書きに基づく FTAIA の例外規定を「輸入取引例外」という。

FTAIA の但書は、二つの要件が満たされる場合、非輸入取引の外国取引に関与する行為に対しても、柱書の規定の例外としてシャーマン法を適用できるとしている。その第一の要件は、問題となる行為が国内取引または輸入取引、あるいは米国内の者が従事する輸出取引に、直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼすことである。その第二の要件は、当該効果がシャーマン法に基づく「クレーム」を生じさせることである。この但書に基づく FTAIA の例外規定を「国内効果例外」という。

㈢　国内効果例外のクレーム要件

FTAIA の柱書の規定の適用例外として、但書の国内効果例外は「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」、および「シャーマン法に基づくクレームを生ぜさせること」を要件としている。

33）Sections 1 to 7 of this title shall not apply to conduct involving trade or commerce (other than import trade or import commerce) with foreign nations unless—

(1) such conduct has a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect—

(A) on trade or commerce which is not trade or commerce with foreign nations, or on import trade or import commerce with foreign nations; or

(B) on export trade or export commerce with foreign nations, of a person engaged in such trade or commerce in the United States; and

(2) such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title, other than this section..... 15 U. S. Code § 6a.

クレーム要件は、反トラスト法域外適用に関する公的執行において争われておらず、専ら私訴において問題となっている。従来、クレーム要件の解釈については、FTAIAにいう「クレームを生じさせる」を「当該原告のクレームを生じさせる」と解釈すべきか、それとも「誰かが米国において有しているクレームを生じさせる」と解釈すべきなのかという論争があった[34)]。その背景には、反トラスト法の実効性を確保するためには、米国外の需要者でも反トラスト法に基づいて訴えることができるようにする方がよいのか、それとも私人による訴えのリスクが高まることがリニエンシー制度を利用するインセンティブを下げることのないようにする方がよいのかという政策論の対立があった[35)]。

2004年に、ビタミン製品に関する価格操作および市場配分の国際カルテルが問題となったEmpagran事件[36)]の最高裁判決は、規律的国際礼譲[37)]の観点及びFTAIAの言語と歴史から、米国外に及ぼされた効果が国内に及ぼされた効果から独立した場合に、国外効果のみにより被害を受けたものはFTAIAにいう「クレーム」を有しないと判示し、「クレームを生じさせる」を「当該原告のクレームを生じさせる」と解釈すべきであるという見解を採った。

その後、四つの巡回区控訴裁判所においてクレーム要件について判断した際に、米国に及ぼされた「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」と「当該原告のクレーム」との間に近接した因果関係（proximate causation）を求めていることにより、「当該原告のクレームを生じさせる」

34） 詳細は第三章一節一項参照。

35） 白石忠志「Empagran判決と日本独禁法：米国独禁法の国際的適用に関する連邦最高裁判決がもたらす示唆」NBL796号（2004）44頁。

36） F. Hoffman-La Roche Ltd. v. Empagran S. A., 542 U. S. 155（2004）.

37） （消極的）国際礼譲とは、競争法執行機関がその執行活動における全ての局面において、関係国の重要な利益を考慮することを意味する。土田和博「独占禁止法の国際的執行―規律管轄権・国際礼譲・構成要件」土田和博編『独占禁止法の国際的執行：グローバル化時代の域外適用のあり方』（日本評論社、2012）23頁。

について具体的な基準を確立した[38]。

米国の競争当局（DOJおよびFTC）の立場として、2017年に改訂された反トラスト法国際執行および協力に関するガイドラインによると、クレーム要件の規定は、米国取引に及ぼす効果が有害なものであり、かつ、その効果が原告の反トラスト法上の損害を近接的に引き起こしたものであることを要求している[39]。反競争的な行為が世界中の取引に効果を及ぼす場合、米国取引に及ぼす効果とは独立しており、その効果に近接的に引き起こされたものでない外国での損害を被った原告は、米国の反トラスト法に基づいて損害賠償を請求することはできない[40]。同様に、米国がその事業または財産に対する損害についてクレイトン法4A条に基づく損害賠償を求める原告である場合、米国は、主張される行為が米国取引に及ぼす効果が、米国の事業または財産に対する損害の原因となったことを立証しなければならない[41]。

三　国内効果例外のクレーム要件解釈に関する判例法理の展開

㈠　国内効果例外のクレーム要件解釈に関する従来の判例法理の展開

1　Empagran事件以前の裁判例

前述の通り、Empagran事件以前、クレーム要件の解釈については２つの見解があった。2001年のStatoil事件[42]控訴審判決は、FTAIAの明白な

38）詳細は第三章一節二項参照。

39）Antitrust Guidelines for International Enforcement and Cooperation, at 25, *available at* https://www.justice.gov/media/1067656/dl?inline=.

40）*Id.*

41）*Id.*

42）Den Norske Stats Oljeselskap As v. HeereMac Vof, 241 F. 3d 420（5th Cir. 2001）.

文言および立法経緯から、クレーム要件は国内損害と原告のクレームの間に「密接な関係（close relationship）」以上のものを求めていると判示した。それに対して、2002年のKruman事件[43]控訴審判決は、FTAIAにいう「クレームを生じさせる」について、「a claim」はいかなるもののクレームであってもよく、FTAIAの2項は国内効果がシャーマン法の実体規定に違反することのみを要求していると判示した。

① Statoil事件

2001年のStatoil事件は、米国外で行われた市場配分などのカルテルに対し、FTAIAが適用され、シャーマン法の適用が否定された事例である。本件原告のStatoilは、独占的に北海において石油とガスの掘削プラットフォームを所有・運営しているノルウェーの石油会社である。被告は、メキシコ湾、北海および極東で重量物運搬サービスを提供し、世界中に6ないし7隻しか存在しない重量物運搬船を所有していたオランダ、英国および米国にある会社である。Statoilは、北海で被告らから重量物運搬サービスを受けていた1993年から1997年の間、被告らが共謀して入札を固定し、顧客、地理的範囲および事業を割り当てたと主張した。その結果、Statoilは北海での重量物運搬サービスに対して吊り上げられた価格を支払い、米国に輸出する原油の価格を高くせざるを得なかったとして、最終的にメキシコ湾での重量物運搬サービスの購買者はそれらのサービスに対して高値の支払いを余儀なくされたと主張して損害賠償を求める訴訟を提起した。

控訴審判決において、第五巡回区控訴裁判所はまず、FTAIAの国内効果例外の該当性について、本件被告の行為が米国市場に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼしたと認定した。次に、米国取引に及ぼされたこの効果がStatoilの反トラスト法に基づくクレームを生じさせるか否かについて、裁判所は否定した。

その理由として、裁判所はまず、FTAIAの2項の文言に基づいて、米国取引への効果は、Statoilが被告に対して主張するクレームを生じさせる

43） Kruman v. Christie's Int'l. PLC, 284 F. 3d 384（2d Cir. 2002）.

ものでなければならない、すなわちStatoilの損害は、メキシコ湾における重量物運搬サービスの価格上昇の効果に起因するものでなければならないと述べた[44]。本件において、メキシコ湾における重量物運搬サービスについて米国企業が支払った価格の上昇と北海で支払われる高値との間に連結と相互関係（a connection and an interrelatedness）があるかもしれないが、FTAIAは国内の損害と原告のクレームとの間に「密接な関係」以上のものを要求していると判示した[45]。

また、Statoilは、国内の「効果」が反トラスト法に基づくクレームを生じさせるという2項の要件を、単に被告の国内の『行為』があるクレーム（a claim）を生じさせることを要求していると解釈するよう求めているが、裁判所は、このような解釈はFTAIAの明白な文言に忠実ではないとした[46]。さらに、このような拡大解釈の下では、米国の取引にも十分な効果を及ぼす行為によって損害を被ったあらゆる主体が、たとえそれらの原告が米国市場との取引関係を持たず、その損害が米国で被った損害とは無関係であったとしても、救済を求めて米国の連邦裁判所に集まってくる可能性があると述べ、このように反トラスト法の域外適用を拡大解釈することは、国会が意図したものでも、熟考したものでもないとした[47]。

他方、裁判所は、衆議院報告書によると、まず、FTAIAの目的は「国際的な事業活動に反トラスト法の責任がどのような場合に発生するかをより明確に定めること」であり、「特定の取引に、米国の反トラスト法が適用されるかどうかを決定する際に採用されるべき緻密な法的基準」を確認することであると述べ[48]、国会は、Statoil社と外国人被告との北海におけるサービス契約のような純粋に外国間の取引を、米国の反トラスト法の適用範囲から除外することを意図していたと説示した[49]。したがって、

44）*Statoil,* 241 F. 3d at 427.
45）*Id.*
46）*Id.*
47）*Id.* at 427-28.
48）*Id.* at 428.
49）*Id.*

FTAIAの文言のみならず、同法の立法経緯からしても、外国市場で損害を被った外国人原告は、米国内の取引に対する実質的な効果が当該原告の反トラスト法上のクレームを生じさせることを示さなければならないという結論が支持されると述べた[50]。

② Kruman事件

2002年のKruman事件は、米国外で行われた価格操作のカルテルに対し、シャーマン法の適用が認められた事例である。本件の被告は、ロンドンとニューヨークなど世界各地でオークションを開催し、美術品、骨董品、収集品などのオークションで世界第1位と第2位の規模を持ち、市場の97%を占めている英国企業のChristie's とミシガン州企業のSotheby's 並びに両社の現地子会社や従業員である。1992年後半から2000年まで、被告らは両社が落札したものの購買者に請求する落札手数料および売却者に請求する販売手数料を同一水準に設定することに合意した。また、被告らは、作品の販売前に売り手が融資条件を交渉することを制限し、優先顧客リストを交換し、相互に業務監視を行っていた。これらの行為に対し、DOJが1997年にシャーマン法1条違反の調査を開始して規制を行った後、Krumanをはじめとした原告らは、両社と取引をした者を代表して、損害賠償を求めるクラスアクションを提起した。

クレーム要件について、被告は、国内取引への効果が「本編1条から7条の規定に基づくクレームを生じさせる」という要件は、訴訟を起こす権利を与える原告の損害が、その行為の国内取引に及ぼす効果に起因するものでなければならないことを意味すると主張した。それに対して第二巡回区控訴裁判所は、このような解釈は、クレイトン法訴訟を提起するために原告が被らなければならない損害の概念をFTAIAに持ち込むものであるとした[51]。しかし、FTAIAにいう「本編1条から7条の規定に基づくクレーム」の「本編」はシャーマン法を指し、クレイトン法を指しているわけではなく、そしてシャーマン法違反は、原告の損害の存在を前提と

50） *Id.*

51） *Kruman,* 284 F. 3d at 399.

するものではない[52]。そのため裁判所は、もし国会がクレイトン法に基づく訴訟を提起するために原告が被るべき損害の類型をFTAIAに規定させることを意図したのであれば、クレイトン法を改正するか、FTAIAの条文内でクレイトン法に言及することができたはずであると述べた[53]。結論として裁判所は、FTAIAの2項は、国内への効果がクレイトン法訴訟の根拠となる損害を生じさせることを要求するのではなく、国内効果がシャーマン法の実体規定に違反することのみを要求していると判示した[54]。

さらに、被告が主張する解釈を採用することは、2項の「a claim」という用語を「the plaintiff's claim」という用語に置き換えて法令を書き直すことを意味し、その結果、「原告のクレームを生じさせる効果」を要求する新たな2項が生じることになると述べた[55]。そこで裁判所としては、国会が定冠詞（「the」）ではなく不定冠詞（「a」）を使用した立法の意味を尊重しなければならないとした[56]。その理由として裁判所は、「法案に基づく反トラスト法管轄の根拠となり得る国内の『効果』は、反トラスト法が禁止している類型のものでなければならない」と衆議院報告書に書かれた[57]ことを挙げた[58]。

2　Empagran事件

2004年のEmpagran事件は、米国外で行われた価格操作のカルテルに対してシャーマン法適用の可否について、最高裁がFTAIAの解釈に関して判示をした重要な事例である。本件カルテルは米国、EUなど多数の法域の競争当局に規制された。また、米国司法省と司法取引をした上、シャーマン法1条の違反により刑事罰も科された。本件の被告は、ドイツ、カ

52）*Id.*
53）*Id.* at 400.
54）*Id.*
55）*Id.*
56）*Id.*
57）H. R. REP. NO. 97-686, at 11（1982）.
58）*Kruman,* 284 F. 3d at 401.

ナダ、日本など米国外にあるビタミンおよびビタミン製品の製造・販売業者であり、ビタミンの価格を引き上げ、安定させ、維持し、または市場シェアを配分するためのカルテルについて合意した。本件の原告は、1988年から1999年までの間に、被告らからビタミンを購入したエクアドルにあるEmpagranをはじめとする外国および米国にある企業である。原告は、米国外に配送するために被告らから直接ビタミンを購入した米国内に所在する者、および米国外に配送するために被告らから直接ビタミンを購入した米国外に所在する者を代表してクラスアクションを提起し、三倍額損害賠償を請求した。

本件において争点となったのは、米国外に所在する直接的購買者が反トラスト法上の救済を得られるかという問題である[59)]。米国外の購買者と被告は、それぞれStatoil事件控訴審判決を下した第五巡回区控訴裁判所とKruman事件控訴審判決を下した第二巡回区控訴裁判所の意見とほぼ一致している。第五巡回区控訴裁判所のより厳格な見解によると、FTAIAは原告が反競争的行為の米国に及ぼす効果によって損害を受けた場合にのみ訴訟を認めている。それに対して、第二巡回区控訴裁判所のより緩やかな意見によると、FTAIAはシャーマン法に違反する国内効果のある反競争的行為によって原告が外国取引において損害を被った場合にも訴訟を認めている[60)]。

第一審において連邦地裁は、管轄権の関連性をもたらす効果は、反トラスト法の下で主張された損害の根拠でもなければならないと述べ、米国外で行われた行為が個別にあるいは全体として、救済を求める損害の原因となった米国内に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼした

59） 米国内に所在する直接的購買者の損害賠償請求については、第一審において連邦地裁はより詳細な事実を主張するよう訴状を補足することを国内原告に指示した後、国内原告は連邦地裁の提案によりそれらの請求を係属中の別の訴訟に移した。

60） Empagran S. A. v. F. Hoffmann-La Roche, 315 F. 3d 338, 348（D. C Cir. 2003）.

場合にのみ、裁判所が管轄権を有すると判示した[61]。すなわち、連邦地裁は第五巡回区控訴裁判所の意見を採った。一方、控訴審においてコロンビア特別区巡回区控訴裁判所は、第五巡回区控訴裁判所と第二巡回区控訴裁判所の見解の中間に位置し、比較的後者に近い見解を採り、反競争的行為が米国取引に必要な効果を及ぼす場合、FTAIA は当該行為が外国取引に及ぼす効果のみによって損害を受けた外国人原告による訴訟を認めていると判示した[62]。ただし裁判所は、反競争的行為そのものがシャーマン法に違反し、かつ当該行為が米国取引に及ぼす有害な効果が、たとえ法廷にいる外国人原告でなくとも、誰かによる「クレーム」を生じさせなければならないと述べた[63]。その意味で、FTAIA の 2 項は国内効果がシャーマン法の実体規定に違反することのみを要求していると判示した Kruman 事件控訴審判決の見解よりは、Empagran 事件控訴審判決の見解の方がより厳しい。

①　最高裁判決

最高裁は、まず、本件問題となった価格操作の行為が外国取引に関与すると判断した[64]。FTAIA の国内効果例外について、最高裁は、国内効果例外は原告のクレームが独立した国外での損害のみに基づいている場合には適用されないと判示した。具体的には、米国内の購買者は国内の損害に基づいて FTAIA に基づくシャーマン法上のクレームを行うことができるが、エクアドルなど米国外の購買者は国外での損害に基づいてシャーマン法上のクレームを行うことはできないと述べた[65]。本件において、価格操作の行為は米国外と米国内の購買者の両方に重大かつ有害な効果を及ぼしたが、米国外への効果は米国内への効果から独立したものであると仮定した上で、最高裁は以下二つの理由から FTAIA の国内効果例外が適用されないと結

61）　Empagran S. A. v. F. Hoffman La Roche, Ltd., 2001 U. S. Dist. LEXIS 20910, at 7-8（D. D. C. 2001）.

62）　*Empagran,* 315 F. 3d at 350.

63）　*Id.*

64）　*Empagran,* 542 U. S. at 160-63.

65）　*Id.* at 159.

論付けた[66]。

第一に、最高裁は、規律的国際礼譲の原則が、控訴裁判所のようにFTAIAを解釈しないように勧めると述べた[67]。外国の反競争的行為が重要な役割を果たし、外国の損害が国内の効果とは無関係である場合、国会は、自国の経済システムの基本的な構成要素である米国の反トラスト法が他国にも受け入れられることを望んでいたかもしれないが、もし米国の反トラスト政策がそのような理念のために国際市場で独自の道を切り開くことができないのであれば、国会は、法的帝国主義の行為として立法措置によってそれを押し付けようとはしなかったと考えなければならないとした[68]。

第二に、最高裁は、FTAIAの文言と歴史は、国会が外国取引に適用されるシャーマン法の範囲を明確化し、おそらく制限するかもしれず、ただし大幅に拡大することはないようにFTAIAを設計したことを示唆していると述べた[69]。また、国会がこの法令を作成した当時、裁判所が本件のような状況においてシャーマン法が適用されると考えていたことを示す重要な兆候はないとした[70]。

結論として、最高裁は、これらの二つの考慮事項、すなわち国際礼譲から導き出されたものと歴史を反映したものを総合すると、国会はFTAIAの例外によって独立して引き起こされた外国での損害をシャーマン法の適用範囲に入れることを意図していなかったと述べた[71]。また、最高裁は、言語学的に言えば、法律は他の状況によって、同じ行為に適用されることもあれば、適用されないこともあり、そのような他の状況には訴訟（または関連する基礎的損害）の性質が含まれるとも述べた[72]。その上、「a claim」という用語を、「原告のクレーム」または「問題となっているクレーム」

66） *Id.* at 164.
67） *Id.* at 169.
68） *Id.*
69） *Id.*
70） *Id.*
71） *Id.* at 173.
72） *Id.* at 174.

を指すというように読むことは、言語学的にも筋が通っていると説示した[73]。

本件において原告は、ビタミンはカビが生えやすく容易に輸送可能であるため、米国内での効果がなければ、被告らは国際的な価格操作の協定を維持することができず、原告は米国外での損害を被ることはなかったと主張したが、本件控訴審ではこの点について言及していなかった。そのため、最高裁は、控訴審判決を破棄し、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所に差し戻した[74]。

②　差戻審判決

差戻審において、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所は、「生じさせる」という文言は直接的な因果関係、つまり近接的因果関係（proximate causation）を示しており、原告が主張した事実的因果関係（but-for nexus）、すなわち米国における競争水準以上の価格の維持がなければ原告の海外における損害はなかったという因果関係のみでは満たされないと判示した[75]。

また、このような解釈は、主権国家が自国の法律の適用範囲を制限することによって互いに尊重し合うという規律的国際礼譲の原則に合致するとした[76]。FTAIAの条文を広範に解釈して、近接した因果関係よりも柔軟で直接的でない基準を認めることは、自国内の反競争的行為から自国の国民を保護するという他国の特権に干渉の扉を開くことになると述べた[77]。

本件において、米国内で競争水準以上の価格を維持することは、被告が米国外で同等の価格を請求する計画を促進したかもしれないが、これは多くとも事実的因果関係を示すに過ぎないとされた[78]。このような事実的因果関係は、米国での価格と外国でビタミンを購入した際の価格との間に間

73）　*Id.*
74）　*Id.* at 175.
75）　Empagran S. A. v. F. Hoffman-LaRoche, Ltd., 417 F. 3d 1267, 1270–71（D. C. Cir. 2005）.
76）　*Id.* at 1271.
77）　*Id.*
78）　*Id.*

接的な関連を立証しているに過ぎないとされた[79]。

さらに裁判所は、主張される反競争的行為が原告の海外における損害に与える影響を、被告が知っていたまたは予見できた、あるいは被告が米国取引を操る目的を持っていたとしても、それは「米国の効果」が原告の損害を近接的に引き起こしたことを立証するものではないとした[80]。また、海外でビタミン剤を競争水準以上の価格で購入した原告の損失を直接的に引き起こした、あるいは「生じさせた」のは、米国外における価格操作の効果であると述べた[81]。

3　Empagran事件以降の裁判例

①　MSG事件

2007年のMSG事件[82]は、グルタミン酸ナトリウムおよびヌクレオチド（以下、「MSG等」）の世界的な価格を上昇させるために米国外で行われた価格操作と市場分配のカルテルが問題となった事例である。本件の原告は、Plus Sunをはじめとした米国外で行われた取引で共謀者らからMSG等を購入した外国企業であり、米国内外のMSG等に関する価格設定および市場分配が支配されたため、海外で高騰した価格でMSG等を購入したと主張した。被告らの共同行為がシャーマン法1条の違反として、原告は同様な地位にある他の購買者を代表し、クラスアクションを提起した。

本件控訴審において問題となったのは、クレーム要件が満たされるか否かについてである。原審原告は、本件の第八巡回区控訴裁判所がコロンビア特別区巡回区控訴裁判所と一線を画し、FTAIAの例外規定の下でより緩やかな因果関係基準を適用すべきであると主張した。これに対し第八巡回区控訴裁判所は、以下の理由をもって原告の主張を退け、近接した因果関係の基準を採った。

まず、規律的国際礼譲の原則は、外国の主権的権威を尊重し、曖昧な法

79）*Id.*
80）*Id.*
81）*Id.*
82）In re Monosodium Glutamate Antitrust Litig., 477 F. 3d 535（8th Cir. 2007）.

定条項を解釈する際にその権威に対する不当な干渉を回避するように求めている。特定の状況下で米国の反トラスト法を外国の行為に適用することは合理的な場合もあるが、近接した因果関係よりも直接的でない基準を認めることは、Empagran事件差戻審判決が述べた「自国内の反競争的行為から自国の国民を保護するという他国の特権」に不当に干渉し、国際礼譲の原則に違反する[83]。したがって裁判所は、FTAIAにいう「生じさせる」という表現は、直接的または近接した因果関係を要求し、この基準は規律的国際礼譲の原則と一致していると判示した。また、近接した因果関係の基準が通常より直接的な因果関係の基準を要求している反トラスト法の一般的な原則とも一致しているとした[84]。

さらに裁判所は、原告の主張は「FTAIAの文言および歴史から、国会は外国取引に適用されるシャーマン法の適用範囲を明確にし、おそらくは制限し、しかし大幅に拡大することは意図しなかったことが示唆される」というEmpagran事件最高裁判決が判示したもの[85]に反するとし、かつFTAIAの施行前に、本件で主張されている間接的な因果関係を根拠にシャーマン法が適用されることを支持する事例は存在しないようであると述べた[86]。したがって裁判所は、近接した因果関係よりも低い因果関係の基準を採用することは、FTAIAが想定する範囲を超えて、シャーマン法の適用範囲を事実上拡大することになると判示した[87]。

本件において原告は、MSG等は代替可能な商品であり世界中で販売されているため、海外での競争水準以上の価格を維持するために米国で競争水準以上の価格を維持する必要があり、米国内で競争水準以上の価格が設定されていなかったら、原告は米国から直接または米国から輸入されたMSG等を販売する裁定取引業者からより低い価格で購入することができたと主張した。これに対して裁判所は、原告が被った損害の直接の原因は

83）*Id.* at 538.
84）*Id.* at 538–39.
85）*Empagran,* 542 U. S. at 169.
86）*MSG,* 477 F. 3d at 539.
87）*Id.*

価格操作の国内への効果（米国での価格上昇）ではなく、むしろ価格操作の海外への効果（海外での価格上昇）であったと認定した。米国での価格は、被告らの計画において必要な要素であったかもしれないが、因果関係の関連性の一部に過ぎず、上訴人の損害の直接の原因となるほど重要な要素ではないとした[88]。したがって裁判所は、原告の主張は国内の価格と原告が支払った価格との間に最も良い場合でも間接的な関連性しか確立していないとし、このような間接的な関連性は事実的因果関係の基準を満たすには十分であるかもしれないが、近接した因果関係の基準を満たすには遥かに不十分であると判断した[89]。

以上の理由から、本件控訴審判決は、原告は世界的な価格カルテルの国内での効果が近接的に原告の損害を引き起こしたことを立証していない、すなわちクレーム要件が満たされないと判断した原審判決を維持した。

② DRAM事件

2008年のDRAM事件[90]は、パソコンやその他の電子機器に使用される高密度メモリの一種であるダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ（「DRAM」）に関する世界規模の価格カルテルが問題となった事例である。本件の原告は、英国にあるコンピューターの製造会社であるCenterpriseをはじめとした米国外でDRAMを購入した外国企業である。原告は、被告らがDRAMの価格を操作する目的で共謀に参加し、米国および外国の顧客に対するDRAMの価格を引き上げたと主張した。被告らの共同行為がシャーマン法１条の違反として、原告は同様な地位にある他の購買者を代表し、三倍損害賠償を求めるクラスアクションを提起した。

第一審において連邦地裁は、被告らの行為が米国の取引に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼしたと原告は十分に主張したが、当該国内の効果が原告の外国の損害を生じさせたとは十分に主張していないと判断した。原告のクレームを生じさせたか否かについて、原告は、

88） *Id.* at 539–40.

89） *Id.* at 540.

90） In re Dynamic Random Access Memory（DRAM）Antitrust Litig., 546 F. 3d 981（9th Cir. 2008）.

FTAIAの国内効果例外のクレーム要件は事実的因果関係のみを要求しており、近接した因果関係を要求しているとしても原告の主張はそれを満たしていると主張した。

控訴審において、第九巡回区控訴裁判所は、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所と第八巡回区控訴裁判所と同様に、事実的因果関係のみではFTAIAの国内効果例外が適用されるには不十分であり、近接した因果関係の基準を採用した。その理由について、本件の裁判所はMSG事件の第八巡回区控訴裁判所と同様に判示した。すなわち、まず、近接した因果関係の基準は、「主権国家が自国の法律の適用範囲を制限することによって互いに尊重し合う」という規律的国際礼譲の原則に合致する[91]。次に、事実的因果関係の基準を採用すると、実際に外国取引に適用されるシャーマン法の適用範囲が拡大することになる[92]。また、FTAIA制定前の判例でも、Centerpriseが主張しているような、シャーマン法の適用範囲を広く解釈しているものは存在しない[93]。最後に、近接した因果関係の基準は、通常反競争的行為と原告の損害との間に直接的な因果関係を要求している反トラスト法の一般的な原則とも一致している[94]。

本件において裁判所は、米国における高い価格を維持することが世界的な高い価格を維持するために必要だったとしても、米国における高い価格が海外で高い価格を支払わなければならなかったという海外での損害を近接的に引き起こしたことを、Centerpriseが立証しておらず、他の主体や要因が海外の価格に影響を与えた可能性もあるとした。特に、被告らの共同行為が米国内外にも効果を及ぼしたことは、価格固定の共同行為そのものではなく、米国における効果が海外における効果を近接的に引き起こしたことを意味するものではないと、裁判所が説示した[95]。

次に、Empagran事件とMSG事件と比較した上、裁判所は、Centerprise

91）*Id.* at 987.
92）*Id.* at 988.
93）*Id.*
94）*Id.*
95）*Id.*

の「米国の価格が世界中のDRAM価格の源であり、世界中のDRAM価格に実質的な影響を及ぼした」という主張は同様に、事実的因果関係を主張するものに過ぎないと判断した。したがって、Centerpriseの訴状は、米国における超競争的なDRAM価格が被告らの海外で競争水準以上の価格を課す計画を助長した可能性を示唆しているが、米国における高い価格がCenterpriseの米国外で高い価格を支払わなければならなかったという損害を近接的に引き起こしたとは十分に主張していないとした[96]。

結論として、本件控訴審判決は、国内の効果が原告の外国の損害を生じさせたと十分に主張されていない、すなわちクレーム要件が満たされないと判断した原審判決を維持し、原告の損害賠償請求を否定した。

③ Lotes事件

2014年のLotes事件[97]は、台湾にあるUSBコネクタを含む電子部品の世界最大級のメーカー、およびケイマン諸島にある家電製品の部品の設計・製造に従事する中国からの最大の輸出業者およびその米国と中国にある関連会社によるUSBコネクタの特許ライセンスに関する取引拒絶が問題となった事例である。本件の原告は、USBコネクタを含めたノートパソコンの電子部品の設計・製造に従事する中国に拠点を持つ台湾会社のLotesである。被告らはUSBコネクタの製造・販売に従事する原告の競合他社および関連会社でありLotesと同じくUSBコネクタの新しい技術標準たるUSB3.0という標準の策定者および採用者である。Lotesによると、被告らは、Lotesの顧客および販売代理店に対し、USB3.0コネクタに関する唯一の特許権を有していると主張し、被告らから購入しない場合に訴訟を起こすと警告し、合理的で差別的でない条件でライセンスを提供することを拒否することなどした。Lotesは、特定の特許の所有権を梃子に、USB3.0の支配権を獲得し、さらにUSBコネクタ業界全体における独占的地位を得ようとした被告らの行為が、シャーマン法1条および2条に違

96） *Id.* at 989.

97） Lotes Co., Ltd. v. Hon Hai Precision Industry Co., Ltd., 753 F. 3d 395（2nd Cir. 2014）.

反するとして提訴した。

控訴審において、第二巡回区控訴裁判所は、本件において米国の取引に及ぼされた効果が直接的であるか否かについて判断せずに、クレーム要件が満たされないことを理由にシャーマン法の適用を否定した。

クレーム要件の分析の文脈で、裁判所はまず、Empagran事件最高裁判決を引用して、「FTAIAには二つの異なる因果関係の問題が含まれており、一つは被告の外国での行為が裁判権内にある国内での効果を引き起こしたかどうかを問うものであり、もう一つはその効果が原告の損害を引き起こしたかどうかを問うものである」と述べた[98]。次に、裁判所は、この二つ目の問題の下で、Empagran事件の後、上記三つの控訴裁判所、すなわちEmpagran事件のコロンビア特別区巡回区控訴裁判所、MSG事件の第八巡回区控訴裁判所、およびDRAM事件の第九巡回区控訴裁判所が、国内効果が原告のクレームを生じさせるためにどのような因果関係が必要なのかについて検討したことに言及した。さらに裁判所は、「国際礼譲の規範と一般的な反トラスト法の原則と一致するように、上記三つの控訴裁判所は、国内効果が原告の損害を近接的に引き起こさなければならないと判示した」と評価し、これらの巡回区と同意見の基準を採用した[99]。

本件においてLotesは、被告らの海外での行為が米国におけるUSB3.0コネクタを搭載した電子製品の価格上昇という効果をもたらしたと主張した。しかし裁判所は、その価格上昇はLotesがUSB3.0コネクタの市場から排除されたという損害の原因ではなく、Lotesの損害は被告の海外での排除行為から直接生じたものであるとした[100]。したがって、Lotesの損害賠償請求は、Empagran事件最高裁判決が国会の意図の範囲外にあると判示した「独立して引き起こされた外国での損害」のまさにその種類に対する救済を求めているものであると判断した[101]。

さらに裁判所は、Lotesの損害と米国の取引への効果との間に因果関係

98）*Id.* at 413–14.
99）*Id.*
100）*Id.*
101）*Id.*

があるとしても、その因果関係の方向性は間違っていると述べた。なぜなら、Lotesは被告らの特許権の濫用によりLotesが市場から排除され、その結果、競争が減少し価格が上昇する効果が米国の消費者に及んでいると主張していることから、因果関係の関連性においてLotesの損害が国内への効果よりも先に発生したと説示した[102]。

したがって裁判所は、たとえ本件において被告らの反競争的行為が米国に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼしたとしても、当該効果はLotesのシャーマン法上のクレームを生じさせたものではないと結論付けた[103]。

4　小　括

以上の判例法理の変遷を踏まえ、Empagran事件最高裁判決は、FTAIAにいう「シャーマン法に基づくクレームを生じさせる」の「クレーム」は原告のクレームを指すものであり、そして「独立して引き起こされた外国での損害」を被った原告は米国で救済を求める権利がない、というルールを確立したことを確認できる。

どのような場合に「(原告の) クレームを生じさせる」というクレーム要件を満たすのかについては、Empagran事件最高裁判決以降、米国に及ぼされた直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果が原告の被った損害を近接的に引き起こしたという基準に、四つの巡回区控訴裁判所の見解が一致している。言い換えれば、国内の効果と原告の損害の間に近接した因果関係が必要とされている。近接した因果関係がない場合、原告のクレームが「独立して引き起こされた外国での損害」に該当する。そして、「独立して引き起こされた外国での損害」に該当する場合、クレーム要件を満たさないため、近接した因果関係も存在しない。

Empagran事件を含めて、これら四つの事例のいずれにおいても、原告となる外国企業が被った損害と米国へ及ぼされた反競争的効果の間に近接

102)　*Id.*
103)　*Id.* at 415.

した因果関係があるとは認められず、これらの事例における原告の損害は、いずれも「独立して引き起こされた外国での損害」に該当すると判断されている。

㈡　グローバル・サプライチェーンに関わる事例における新たな展開

1　Motorola事件における第七巡回区控訴裁判所の判断

2015年のMotorola事件は、台湾および韓国にあるコンピューターのモニターやテレビなどの家電商品（完成品）に使用される電子部品である液晶パネルの主要メーカーが、米国にある購買者を含む顧客に販売する液晶パネルについて、世界的に価格を引き上げて固定する行為により、値上げされたカルテル対象商品の液晶パネルを購入した企業が提起した損害賠償を求める一連の訴訟のうち、重要な判示がなされた事例である。本件原告の米国内にあるMotorolaにより購入された液晶パネルのうち、１％はMotorola自社に販売され（カテゴリー①）、42％はMotorolaの米国外の完全子会社に販売され、携帯電話に組み込まれてMotorolaに販売され（カテゴリー②）、57％はMotorolaの米国外の子会社に販売され、米国外に販売された（カテゴリー③）。

第七巡回区控訴裁判所は、カテゴリー②の液晶パネルについて原告の損害賠償請求を認めるのかを国内効果例外に基づいて分析した。控訴審判決[104]は、直接性要件およびクレーム要件のいずれも満たさないと判断し、原告の損害賠償請求を棄却した原審判決を維持した。これに対しその後、Motorolaは再審理を申立て、競争当局から支持も得た[105]。その後、同裁

104）　Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp., 746 F. 3d 842（7th Cir. 2014）.

105）　米国司法省および連邦取引委員会は共同して、再審理を求める法廷意見書を出した。Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Panel Rehearing or Rehearing En Banc, *available at* https://www.justice.gov/atr/case-document/brief-united-states-and-ftc-amici-curiae-supportpanel-rehearing-or-rehearing-en.

判所において同じ三人の判事により、再審理が行われた[106]。再審判決は、カテゴリー②の液晶パネルにより米国にもたらされた反競争的効果が「直接的」であると仮定しても、Motorolaはシャーマン法上の「クレーム」を有しないと判断した。

① 控訴審判決

クレーム要件について本件控訴審判決は、価格操作された部品を組み込んだ海外で製造された携帯電話についてMotorolaが米国の消費者にどのような価格で請求するかを決定することにより、米国の国内取引に及ぼす効果が仲立ちされていることを重要視している[107]。Motorolaが単に価格操作された部品を組み込んだ携帯電話に課す価格が価格操作のなかった場合より高くなる可能性があることで、米国の顧客に反トラスト法違反で訴えられる可能性はないため、価格操作による米国への効果が反トラスト法上のクレームを生じさせることはできないと判断した[108]。さらに、Motorolaの被告らに対する請求は、Motorolaが請求する価格の違法性に基づくものではなく、むしろMotorolaの海外子会社に対する価格操作の効果に基づくものであると述べた[109]。

また、本件控訴審判決は、Minn-Chem事件再審判決[110]を引用して「米国の反トラスト法は、外国の顧客に対する損害のために利用されるものではない」と述べ、Motorolaの海外子会社は「外国の顧客」であり、その法人が設立され事業を行っている国の法律に完全に従うとし、「企業は、ある目的のために関連会社の別個の法的存在を確立し利用する権利があるにもかかわらず、第三者に対する自らの利益のためにその別個の法的存在

106）（一般的に、判決が下された14日以内に）裁判所が見落としたまたは誤解したと信じる法律または事実の各点を具体的に述べ、パネルによる再審の申立てを支持するための論拠が示される場合、裁判所は再審の申立てを認めることができる。Fed. R. App. P. 40.

107） *Motorola,* 746 F. 3d at 845.

108） *Id.*

109） *Id.*

110） Minn-Chem, Inc. v. Agrium Inc., 683 F. 3d 845（7th Cir. 2012）.

を無視することはできない」と判示した[111]。

さらに控訴審判決は、派生的な損害は稀に反トラスト法の下のクレームを生じさせ、特に直接の損害を被った会社の所有者や投資家による請求はほとんど認められないと述べた[112]。Motorolaの海外子会社が事業を行う国の競争法違反によって損害を被った場合、彼らには救済措置があり、救済措置が不十分であったりその国に競争法がなかったり執行されなかったりした場合、これらのリスクは子会社（ひいてはMotorola）がその国で事業を行うことを決定することによって引き受けたものであるとも説示した[113]。子会社が過払いをした場合にはシャーマン法に基づくクレームを持っておらず、親会社も同様であると判示した[114]。

以上のように、本件控訴審判決は、Motorolaの親会社と海外子会社をそれぞれ独立した企業として扱い、外国企業が外国で被った損害は米国で救済を求めることはできず、米国にある親会社もこれら海外子会社のために米国で救済を得ることができないとの見解を示した。

②　競争当局による意見書

本件控訴審判決に対して、DOJおよびFTCは法廷の友として、再審理を求める共同意見書を提出し、本件カルテルがMotorolaのクレームを生じさせたか否かについては、さらなる検討の必要があるとしている。Motorolaは、液晶パネルがその携帯電話の最も高価で重要な部品であり、組み込まれた製品以外では独立した用途がないため、川上の液晶パネルの市場が川下の米国携帯電話の市場と「不可分かつ密接に結びついている」と主張した。しかし、米国の取引に対する効果とMotorolaの損害との間に密接な因果関係があるかどうかという適切な問題について、本件控訴審判決が一切言及していないと、同意見書は批判している[115]。

また、同意見書は脚注において、間接的購買者理論に言及した。間接的

111）*Motorola,* 746 F. 3d at 845.
112）*Id.*
113）*Id.*
114）*Id.*
115）DOJ & FTC, *supra note* 105, at 14–15.

購買者理論とは、Illinois事件最高裁判決[116]が確立した判例法理であり、その後重要な論点となっている。間接的購買者理論により、カルテル参加者から直接購入した者がたとえカルテルの高騰した価格の一部または全部を自らの顧客に転嫁したとしても、カルテル価格を支払ったその顧客はカルテル参加者を訴えることができない。同意見書は、直接的購買者の損害賠償請求がクレーム要件を満たさないためシャーマン法が適用されない場合、間接的購買者理論の制限が存在するかどうかは未解決の問題であるとしている。その状況では、米国の取引への効果からクレームが発生する間接的購買者は、直接的購買者に全額の損害賠償を集中させることができず、重複した損害賠償は不可能であるため、損害賠償を回復できる可能性があるとされている[117]。

一方、再審理において、DOJおよびFTCは再度共同意見書[118]を提出し、本件カルテルがMotorola自身のクレームを生じさせたと主張している。具体的に同意見書は、間接的購買者理論に言及しつつ、以下のように述べている。

まず、Motorolaの海外子会社の（親会社に譲渡された）損害賠償請求がアジアで製造・納入された液晶パネルについて過大に支払われた金額に関するものであるため、関連会社の損害の原因は、被告の行為が携帯電話の輸入取引または国内取引に及ぼした効果に見出すことはできない[119]。しかしながら、Motorolaの海外子会社の損害賠償請求がクレーム要件を満たさないことは、クレーム要件を満たす私人の損害賠償請求が存在しないことを意味するわけではない[120]。

反競争的効果を受けた米国取引における最初の購買者が共謀者から液晶

116） Illinois Brick Co. v. Illinois, 431 U. S. 720（1977）.

117） DOJ & FTC, *supra note* 105, at 14, n. 2.

118） Brief for the United States and the Federal Trade Commission as Amici Curiae in Support of Neither Party, *available at* https://www.justice.gov/atr/case/motorola-mobility-llc-v-au-optronics-corp-et-al.

119） *Id.* at 22.

120） *Id.*

パネルを直接購入したのではないため、彼らの損害賠償請求は通常間接的購買者理論により禁じられているが、第七巡回区控訴裁判所においては、「損害賠償を請求できる購買者が存在しない場合、二重賠償のリスクがないため」間接的購買者理論が適用されないと判示したことがある[121]。また、最高裁がとある特定の市場類型に対して間接的購買者理論の例外を認めることに消極的であったものの、シャーマン法6a条が直接的購買者の損害賠償請求を禁止する場合、間接的購買者理論が適用されないと判断するのは、間接的購買者理論の例外を作ることについて争うリスクを伴わず、間接的購買者理論が回避しようとする直接的購買者と間接的購買者との間の損害の配分に関する立証の困難という問題を招くこともない[122]。さらに、反競争的効果を受けた米国の取引において最初の購買者が訴訟を起こすことを認めるように間接的購買者理論を解釈しないと、海外での部品価格固定によって米国に重大な損害がもたらされているにもかかわらず、反トラスト法に基づいて損害賠償を請求できる者は存在しない可能性がある[123]。

③　再審判決

本件再審判決は、まず、本件で問題となった行為がMotorolaの海外子会社から購入した携帯電話のコストを上昇させたというものの、カルテルが引き起こした部品の価格上昇と部品を組み込んだ携帯電話の価格上昇はすべて海外の取引で発生したものであると述べた[124]。

次に、本件再審判決は控訴審判決と異なり、携帯電話に関するMotorolaの価格設定について言及せず、代わりに「Motorolaが間接的に損害を受けたか否かは別として、価格操作の即時的な被害者はMotorolaの海外子会社である」と述べた[125]。

その上で本件再審判決は控訴審判決と同様に、Motorolaの親会社とそ

121）　U. S. Gypsum Co. v. Ind. Gas Co., 350 F. 3d 623, 627（7th Cir. 2003）. *See also* DOJ & FTC, *supra note* 118, at 22.

122）　*Id.* at 23.

123）　*Id.*

124）　*Motorola,* 775 F. 3d at 819.

125）　*Id.* at 820.

の海外子会社をそれぞれ独立した企業として扱い、親会社には海外子会社のために米国で救済を求める権利がないと判示した[126]。それに加えて、米国法は親会社と子会社（あるいは姉妹会社）を、Motorolaとそのすべての海外子会社はあたかも子会社が外国企業ではなく部署であるような単一の統合企業であると、Motorolaが主張しているようにまとめる（collapse）ことはしないと判示した[127]。したがって、これは派生的な損害の事例であると、本件再審判決が判断した。派生的な損害について、本件再審判決は控訴審判決と同様に述べている[128]。

さらに、本件再審判決は間接的購買者理論に基づいて本件においてクレーム要件が満たされないという結論を補強した。本件において、Motorolaの子会社は価格操作された液晶パネルの直接的購買者であり、Motorolaとその顧客は液晶パネルの間接的購買者となる[129]。間接的購買者理論に関して本件再審判決は、ある流通段階での値上げがその後の段階での価格や利益に与える効果を評価することが困難であり、本件でいうとMotorolaの子会社、親会社、およびMotorolaの携帯電話顧客間で損害を配分することは困難であるため、間接的購買者理論により最初の段階で分析を打ち切ると説示した[130]。本件において最初の売り先はMotorolaの海外子会社であり、子会社が市民権を持つ国の法律、または違反行為者が市民権を持つ国の法律の下で違反行為者を訴えることができると述べた[131]。

Motorolaは、海外子会社は米国にある親会社が米国で決定した価格と数量に基づいてカルテル販売業者から液晶パネルを購入したのであるため、Motorolaが液晶パネルの真の買い手であり、したがって液晶パネルは実際には米国に直接輸入されたもので、子会社に海外で販売されたものではないと主張した。言い換えれば、Motorolaはその海外子会社を子会社で

126） *Id.*
127） *Id.*
128） *Id.* at 820–21.
129） *Id.* at 821.
130） *Id.*
131） *Id.*

はなく部門であるように主張した[132]。しかし本件再審判決は、Motorolaが自社の利益に都合が良い企業の構造を無視することはできず、米国企業としての地位に伴う利益と責任を都合よく選択することはできないと述べた[133]。

また、Motorolaは、違反行為者がMotorola米国製品の開発に自らを組み込み、Motorola固有の情報を違法に交換することで、Motorolaの価格交渉を意図的に操作したため、Motorola自身が違反行為者の「目標」であったと主張した[134]。これに対して本件再審判決は、部品の価格を非常に高く設定した場合、完成品の価格が過度に高くなり、部品の購買量が減少し、価格操作グループの利益も減少する可能性があるため、部品の価格操作に参加する企業にとって、完成品の市場需要に関する知識は部品の最適な価格を決定するに不可欠なものであると述べた[135]。また、被告が海外への供給を通じてMotorolaの米国事業に意図的に損害を与えたというMotorolaの主張に対して、本件再審判決は、直接的購買者への価格設定を決定する際に、カルテル参加者は常に直接的購買者が再販売する価格を推定し、再販売利益の一部または全部を回収しようとし、企業がコスト上昇を買い手に転嫁しようとするのは珍しいことでないとした[136]。しかしながら、カルテル参加者は常に意図的に間接的購買者に損害を与えるというものの、間接的購買者理論が法的基準である限り、その買い手が被る損害は反トラスト法上の訴訟理由にはならないと説示した[137]。

さらに、Illinois事件で最高裁判決が「市場原理が排除され、転嫁抗弁が認められる可能性があるもう一つの状況とは、直接的購買者がその顧客によって所有または支配されている場合である」と述べた[138]点について、本

132）*Id.* at 822.
133）*Id.*
134）*Id.*
135）*Id.*
136）*Id.*
137）*Id.* at 823.
138）*Illinois Brick,* 431 U. S. at 736 n. 16.

件再審判決は、Motorolaがその海外子会社を所有しているが、これらの子会社は外国法に基づき設立され規制されており、彼らが海外で調達する部品の価格が過大に支払われた場合の救済措置は米国反トラスト法によって決定されるものではないとした。したがって、本件はIllinois事件最高裁判決で判示された間接的購買者理論の例外に該当しないと判断した[139]。

以上のように、Motorola事件再審判決は、クレーム要件を満たさないことに基づいてMotorolaの損害賠償請求を否定した。クレーム要件を満たさないと判断するには、本件控訴審判決と同様に、Motorolaの親会社と海外子会社をそれぞれ独立した企業として扱うことを強調した。また、間接的購買者理論が大きく依拠していると解される。

2　HP事件における第五巡回区控訴裁判所の判断

2020年のHP事件は、パソコンの部品たる光学ドライブに関する国際的な価格カルテルが問題となった事例である。2003年から2009年まで、コンピューター用の光学ドライブの製造に従事するQuantaは他の光学ドライブメーカーと共謀し、光学ドライブの価格を操作していた。原告である米国企業のHPおよびその海外子会社は、この期間にQuantaや他のカルテル参加者から光学ドライブを購入し、コンピューターに組み込んだ。HPとその子会社がQuantaから購入した光学ドライブは、三つのカテゴリーに分けられる。カテゴリー①の光学ドライブは直接米国に輸送され、米国で販売されるコンピューターに組み込まれた。カテゴリー②の光学ドライブは外国に輸送され、そこでコンピューターに組み込まれ、そしてそのコンピューターは米国に輸送され、米国で販売された。カテゴリー③の光学ドライブは外国に輸送され、そこでコンピューターに組み込まれ、そのコンピューターは外国で販売された。

本件控訴審において、カテゴリー②の光学ドライブに関して、原審被告たるQuantaの控訴は、事実上と法律上の二つの争点に基づいている。事実上の争点は、裁判で認められた証拠により、カテゴリー②の光学ドライ

139）　*Motorola,* 775 F. 3d at 823.

ブの購入を行ったのはHP自身ではなく、HPの海外子会社であることが明らかになったという点である。Quantaの法律上の主張は、FTAIAはHPが購入した光学ドライブについて救済を認めるが、HPの子会社が購入した光学ドライブに基づく損害賠償請求を禁止しているというものである[140]。すなわち、間接的購買者理論によりカルテル製品の間接的購買者は反トラスト法違反の訴えを起こすことができないため、HPが海外子会社から光学ドライブを搭載したコンピューターを購入した場合、HPは光学ドライブの間接的購買者となり、光学ドライブに関する損害賠償でQuantaを訴えることは禁止されている。言い換えれば、HPはFTAIAにいう効果が反トラスト法上のクレームを生じさせることを満たすことができない[141]。

本件において第五巡回区控訴裁判所は、カテゴリー②の光学ドライブに関して被告の行為がHPのクレームを生じさせたのか否かについて、事実認定に焦点を当て、カルテル部品を購入したのは海外子会社ではなく米国にある親会社であったと認定した。そのため、Quantaのその事実上の主張が誤りであるため、その法律上の主張を解決する必要はないと述べた[142]。

本件において、カテゴリー②の光学ドライブは物理的には海外子会社向けであるが、米国にある親会社によって直接購入された。すなわち、カルテル商品の物流は直接米国に入っていないが、カルテル商品の商流が直接米国に入っていた。このような場合、本件控訴審判決は、米国親会社が直接的購買者であるため、間接的購買者理論が適用されず、クレーム要件は満たされるという判旨であるように解される。

3　小　括

グローバル・サプライチェーンに関わる事例として、Motorola事件お

140）*Hewlett-Packard,* 961 F. 3d at 738.
141）*Id.*
142）*Id.*

よびHP事件の特徴の一つは、親子会社の関係の扱いについて、海外子会社が国内親会社の指示の下で部品に関する取引を行ったとしても、海外子会社を国内親会社から独立した外国法人として扱うことを議論の前提とした。特にMotorola事件再審判決は、外国で設立した子会社は外国の法律に従い、自らの国または加害者の所在国の法律の下で救済を求めなければならないと繰り返し述べ、外国企業が米国で救済を求める権利を固く否定する立場にあると解される。

また、Motorola事件以前、クレーム要件の解釈は、FTAIAの立法経緯、反トラスト法域外適用の歴史や国際礼譲の観点などに基づいて展開してきた。しかしMotorola事件およびHP事件は、単なる国内事件の私訴でも分析される原告適格の文脈で用いられる間接的購買者理論をクレーム要件の解釈に持ち込んだ。これは、クレーム要件の解釈に関する新たな展開と評価できる。

四　グローバル・サプライチェーンに関わるクレーム要件の捉え方

㈠　反トラスト法域外適用におけるクレーム要件の位置付け

1　域外適用における私訴原告人の範囲の限定

クレーム要件は事実上、損害賠償を求める反トラスト法域外適用の民事裁判のみで問題となり、FTAIAの適用が問題となった公的執行の事例の中ではクレーム要件について争われたものは見当たらない。実際に、本稿の第三章で取り上げたクレーム要件について争われた諸事例のいずれも原告が私的主体となっている。

米国競争当局のガイドラインは、「各機関が米国を代表して提起する衡平法上の救済を求める民事裁判または刑事裁判は、政府に対する金銭的損害の救済を求めるものではなく、主権国家が自国の法律違反を差し止めまたは起訴するために提起するものである。このような場合、米国取引に対する直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果が主権国家のクレーム

を生じさせる」と明記している[143]。すなわち、各機関が米国を代表して提起する衡平法上の救済を求める民事裁判または刑事裁判において、クレーム要件はほぼ必然的に満たされ、満たされない場合は考えにくいものであると解される。他方、各機関が米国政府を代表して提起する損害賠償を求める民事裁判においては、米国の事業または財産に対する損害の原因となったことを立証する必要があるとされている[144]ものの、競争当局など政府機関として証拠を集める能力が私人より高く、米国内での損害と米国への効果との因果関係は比較的に立証しやすいと考えられる。したがって、FTAIAの国内効果例外におけるクレーム要件は、事実上反トラスト法域外適用における私訴原告の範囲を限定する役割を果たしているように捉えられる[145]。私訴原告の範囲を限定するのは、Empagran事件最高裁判決が配慮したように、外国主権との摩擦を回避するためである。また、私人による訴えのリスクが高まることにより、違反行為者のリニエンシー制度を利用するインセンティブが下がることのないようにする意義もある。

FTAIAの国内効果例外に基づいて反トラスト法の域外適用を正当化しようとする私訴における原告は、国内事件の場合と比較すると、米国取引に対する「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」に加え、「シャーマン法に基づくクレームを生じさせる」との二つの要件について追加して立証する必要がある。一方、反トラスト法域外適用の公的執行における米国政府は、国内事件の場合と比較すると、事実上「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」のみについて追加して立証する必要がある[146]。その意味では、国際的な反競争的行為を抑止するための観点からすれば、域外適用の場合の私訴は国内事件の場合の私訴より限定的な効果を発揮しており、一定程度競争当局などによる公的執行を優先させていると考えられる。

143）　DOJ & FTC, *supra note* 39, at 26.

144）　*Id.* at 25.

145）　松下満雄「米国「外国取引反トラスト法改善法」（FTAIA）の研究：モトローラ事件を中心に〔下〕」国際商事法務43巻 3 号（2015）334頁参照。

146）　松下・前掲注145）。

クレイトン法 4 条に規定されている三倍賠償制度があることで、外国で損害を被った私人の原告は、選択可能な限り米国の裁判所で救済を求める傾向があると思われる。同時に、違反行為者が負う損害賠償の責任は重いということも意味する。それに加え、連邦民事訴訟規則[147] 23条に規定されているクラスアクション制度もあり、違反行為者にさらなる負担をかけることが想定される。これら反トラスト法の私訴における三倍賠償、求償不可、クラスアクションなどエンフォースメントレベルでの特色は外国ではなかなかないものであり、これら特色のある反トラスト法の制度がもたらす法的結果は外国に懸念されている[148]。したがって、FTAIAの制定当時には想定されていない[149] ものの、クレーム要件が事実上反トラスト法域外適用における私訴原告の範囲を限定する役割を果たしている背後には、反トラスト法における私訴の特色が原因となっていると考えられる。

2　国内事件の私訴における原告適格との関係

前述の通り、原告適格について分析する際に用いられる間接的購買者理論をクレーム要件の解釈に持ち込むのは、グローバル・サプライチェーンに係る事例がもたらす新たな展開となっている。

この点、裁判所が間接的購買者理論の適用範囲を拡大すべきでなく、FTAIAの立法経緯、反トラスト法域外適用の歴史、または国際礼譲や他国の主権などの観点に基づいてクレーム要件を解釈すべきであると指摘されている[150]。間接的購買者理論は、反トラスト法上の原告適格を有するか否かを判断する際に用いられるものである。反トラスト法上の原告適格は、反トラスト法上の保護範囲に入る被害者を決めるものであり、反トラ

147）　Federal Rules of Civil Procedure.

148）　白石・前掲注35）46頁参照。

149）　少なくともFTAIAの制定をめぐる当時衆議院報告書に基づいて、国会は公的執行と私訴におけるFTAIAの適用を区別することを意図していないように解される。*See* H. R. REP. NO. 97-686 (1982).

150）　Jeffrey H. Smith, *Call Me, Maybe?: The Seventh Circuit's Call in Motorola Mobility,* 90 Notre Dame L. Rev. 2063, 2091 (2015).

スト法違反の行為とその行為による損害との間にある程度の関連性がある場合に認められる[151]。間接的購買者理論により、間接的購買者に該当する被害者は反トラスト法上の原告適格を有しないものである。原告適格は私人の原告が損害賠償を求める国内事件でも問われる問題であり、そして間接的購買者理論は損害賠償を求める国内事件でも用いられる規則である。一方、FTAIAは、反トラスト法の国際的適用のみについて規定している法律であり、単純な国内事件ではFTAIAの解釈を行うことがない。域外適用の事件において、FTAIAによるシャーマン法適用の禁止規定を乗り越え、シャーマン法の適用が可能な場合であっても、当該訴訟における私人の原告の損害賠償請求を認めるか否かを判断する際には、反トラスト法上の損害など原告適格の要件を依然として分析する必要があると思われる[152]。そのため、クレーム要件解釈の文脈で原告適格に関する分析を持ち込んだということは、FTAIAという域外適用専用の条文を適用するか否かを分析する文脈で、反トラスト法上の原告適格という別個の分析を行ったように考えられる。これは、域外適用の問題構造、すなわち、域外適用の可否についての判断枠組みと国内事件の固有の判断枠組みとの関係の問題を示していると解される。言い換えれば、Motorola事件再審判決およびHP事件控訴審判決のように間接的購買者理論に基づいてクレーム要件を解釈したのは、域外適用の判断枠組みと国内事件の判断枠組みを融合させているように考えられる。

また、かつては、FTAIAが適用されるか否か、またはシャーマン法が適用されるか否かという争点を裁判所の事物管轄権の有無の問題として扱うのが一般的である[153]。しかし、2010年前後、FTAIAは裁判所の事物管

151）　松下・前掲注28）458頁。

152）　FTAIAの輸入取引例外に該当する場合、クレーム要件が不要とされるものの、直ちに原告の損害賠償請求を認めるはずがなく、原告は反トラスト法上の損害などについて立証する必要がある。この点について国内効果例外も同様であると思われる。

153）　本稿で取り上げたStatoil事件、Kruman事件、およびEmpagran事件はいずれもその通りである。

轄権について規定しているのかそれとも原告の実体法上の請求権の要件について規定しているのかという論争が生じた[154]。今では、基本的にFTAIAは反トラスト法の実体法について述べているという認識に一致するようになった。この点に関連して、FTAIAに規定されており、FTAIAの一部であるクレーム要件は原告の請求権それとも裁判所の管轄権について規定しているのかという観点からすると、従来、Kruman事件控訴審判決が判示したFTAIAにいう「a claim」はいかなるもののクレームであってもよいという見解は、当該訴訟における原告側の事情を特定する必要がないため、クレーム要件が裁判所の管轄権について規定しているという観点に親和的であると考えられる。一方、Statoil事件およびEmpagran事件で示された、「a claim」を原告のクレームと読むべき見解は、クレーム要件が原告の請求権について規定しているという見解に寄り添っているのであろう。間接的購買者の損害賠償請求に対しては、裁判所が事物管轄権を有していないわけではなく、損害賠償請求を棄却する判決を下すものである。その意味で間接的購買者理論に基づいてクレーム要件を解釈するというのは、原告の実体法上の請求権の観点に立つ、というEmpagran事件最高裁判決が示した考え方およびFTAIAは反トラスト法の実体法について述べているという認識に沿っていると解される。

さらに、間接的購買者理論のような規則のない法域では、部品の外国の直接的購買者が仮に超過料金を米国の消費者に転嫁した場合、被告は転嫁の抗弁権を有するためその国では損害賠償を請求できなくなるため、外国の損害が米国の間接的購買者に通じて転嫁されるほど、被害者が救済を受ける可能性も低くなるという政策上の観点からの指摘がある[155]。しかし、既に述べたように、クレーム要件が満たされると判断した場合であっても、反トラスト法の一部である間接的購買者理論を依然として適用する故に、結局のところ米国にある親会社の損害賠償請求は認められないこととなる。

154） *See e. g.,* Animal Sci. Products, Inc. v. China Minmetals Corp., 654 F. 3d 462 (3d Cir. 2011); Minn-Chem, Inc. v. Agrium Inc., 683 F. 3d 845 (7th Cir. 2012).

155） Randy M. Stutz, *Comity, Domestic Injury, and the Metaphysics of the FTAIA,* Cpi Antitrust Chron., Sept. 2014 (1), at 7.

したがって、この政策上の懸念はクレーム要件に由来するものではないため、本稿では取り扱わないこととする。ただし、差止請求は間接的購買者理論の射程外であるため[156]、国内親会社による差止請求を認める余地があり得る。

㈡　グローバル・サプライチェーンに関わるクレーム要件解釈の課題

1　独立した国外での損害の該当性

第三章一節で述べた通り、Empagran事件最高裁判決は、国内効果例外は原告のクレームが独立した国外での損害のみに基づいている場合に適用されないと判示した。その後の差戻審判決は、カルテル商品を直接購入した米国内に所在する購買者および米国外に所在する購買者それぞれによって米国内外に及ぼされた効果がそれぞれ独立したものであるとした。そして、米国外でカルテル商品を直接購入した者の損害と国内に及ぼされた効果との間に近接した因果関係の存在を認めず、クレーム要件を満たさないと判断した。その後、第二、第九、第八巡回区控訴裁判所においても、近接した因果関係の基準が支持されている。しかしながら、Motorola事件について判決を行った第七巡回区控訴裁判所では、クレーム要件の文脈で近接した因果関係の基準を採った先例が未だに存在していない。Motorola事件において問題となっている損害が「独立して引き起こされた外国での損害」に該当するのか否かについて、Motorola事件の諸判決は触れていないものの[157]、判断がなされた場合には、Empagran事件最高裁判決に従った判断となるものと思われる。

国内親会社が主張する損害は、少なくとも二つの場合があると考えられる。まず、Motorola事件においてMotorolaが主張したように、海外子会

156）　松下・前掲注28）463頁。

157）　Motorola事件の第一審においても、連邦地裁は、Motorolaの海外子会社が高い価格を支払ったという損害が独立した国外での損害に該当するか否かについて言及しなかった。Motorola Mobility, Inc. v. AU Optronics Corp., 2014 U. S. Dist. LEXIS 8492, at 33-36 (N. D. Ill. 2014).

社が海外で部品を購入した際に高い価格を支払ったという損害を、自らの損害としてあるいは海外子会社のために主張するという場合である。次に、国内親会社が海外子会社から完成品を購入した際に高い価格を支払ったなど[158]、その他の損害の場合である。

前者の場合の損害は、完成品が米国に入った前の外国における部品に関する取引で発生するものであるため、完成品によって米国に及ぼされた効果に基づいているとは言い難いであろう。むしろ、この種類の損害は、米国への反競争的効果の原因となっていると解される[159]。他方、前者の場合の損害は外国での反競争的効果に基づいていると考えられるところ、部品を通じて海外子会社の所在国に及ぼされた反競争的効果と、完成品を通じて米国内に及ぼされた効果とはそれぞれ独立したものなのかという問題が生じ得る。この点、HP事件では国内親会社が直接商品を購入したため、海外子会社の所在国に及ぼされた反競争的効果と、完成品を通じて米国内に及ぼされた効果とが独立したものなのか否か、そもそも検討する必要がなく、Motorola事件ではこの問題が未解決のまま残されている。

Empagran事件、MSG事件およびDRAM事件では、米国内の直接的購買者と米国外の直接的購買者との両方が存在しており、それぞれの購買者とカルテル参加者との独立した取引において発生する損害がそれぞれ独立したものと判断された。他方、Lotes事件では、中国での競争の抑制が米国を含む世界中の川下市場へ効果をもたらすと主張されたが、米国での価格上昇は原告が市場から排除されたという損害の原因ではないため、原告の損害は独立した国外での損害に該当すると判断された。

これら従来の事例と異なり、Motorola事件のような事例において、米国外の直接的購買者となる海外子会社とカルテル参加者との部品に関する取引は、海外子会社と国内親会社との完成品に関する取引の川上市場にお

158） Motorola事件において、Motorolaの親会社はそのような主張をしていなかった。

159） *See e. g.,* Randy M. Stutz, *The FTAIA in Flux: Foreign Component-Goods Cases Have Tripped, But Have They Fallen?,* Cpi Antitrust Chron., Jan. 2015 (2), at 7; Smith, *supra note* 150, at 2094; DOJ & FTC, *supra note* 118, at 21–22.

いて行われた前段階の取引である。なおかつ、海外子会社とカルテル参加者との取引の対象商品は、親子会社間の取引の対象商品の一部となっている。こうした海外子会社とカルテル参加者との取引において外国で発生する損害は、Empagran事件当時に想定していない事情であり、最高裁が判示した「独立して引き起こされた外国での損害」の範囲に含まれない可能性が高い[160]。

独立した国外での損害の該当性は、海外子会社のみならず、外国で部品を購入したことにより損害を被ったあらゆる外国企業が米国で損害賠償請求を行うことができるか否かの問題に関係してくる。この点、Motorola再審判決は、外国の法律に従った子会社は自らの国、または加害者の所在国の法律の下で救済を求めなければならないと述べた。Motorola再審判決に従えば、外国企業が米国で救済を求める権利はほぼ全て否定されることを意味すると解される。確かに、最高裁はEmpagran事件において「外国が自国の商業活動を独自に規制する能力」を強調している[161]。しかし、「裁判所は長年、反トラスト法が外国の反競争的行為に適用されることはそれでもなお合理的なものであり、したがって、外国の競争制限的行為が引き起こした国内の反トラスト法上の損害を是正するための立法上の努力を反映している限りにおいて、規律的国際礼譲の原則と一致するものである」とも述べている[162]。この点についてMotorola事件再審判決は、外国企業による反トラスト法に基づく損害賠償請求を否定していないEmpagran事件最高裁判決を誤読したと評価されている[163]。

もっとも、後述する因果関係の一方的な方向性があるため、海外でカルテル商品を購入したことによって被った損害は、その後に米国に及ぼされた効果に起因するものとは認められず、クレーム要件を満たさない。この

160）*See* Stutz, *supra note* 159.

161）*Empagran,* 542 U. S. at 165.

162）*Id.*

163）Lizl Leonardo, *A Proposal to the Seventh and Ninth Circuit Split: Expand the Reach of the U. S. Antitrust Laws to Extraterritorial Conduct That Impacts U. S. Commerce,* 66 Depaul L. Rev. 175, 207（2016）.

ように、クレーム要件を満たさないものの独立した国外での損害にも該当しない可能性があるということは、「国内効果例外は原告のクレームが独立した国外での損害のみに基づいている場合に適用されない」というEmpagran事件最高裁判決の判旨の射程から外れるものとなる。したがって、近接した因果関係の基準は別として、独立した国外での損害というEmpagran事件最高裁判決の基準では、グローバル・サプライチェーンに関わる事例に対応し難いのではないか。

なお、後者の場合の損害、すなわち国内親会社が海外子会社から完成品を購入した際に高い価格を支払ったなど、子会社がカルテルにより過大な請求額を支払ったという損害以外の場合については、親会社に対して、国内での効果によって失われた利益に関する自らのクレームが生じるか否かは不明であると指摘されている[164]。

2　二つの近接した因果関係の方向性

FTAIAの国内効果例外は、米国取引に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼすこと、および当該効果がシャーマン法に基づくクレーム要件を生じさせることを要件としている。「直接的」効果、すなわち直接性要件は、国外の行為と国内の効果との間に一定の因果関係（近接した因果関係）を求めている[165]。それに加えて、クレーム要件は、国内の効果と原告のクレームとの間に近接した因果関係を求めている。このように、FTAIAの条文に対する解釈により、二つの近接した因果関係の構造からなる判断枠組みが成り立っている[166]。

このような二つの因果関係、ないしは二つの近接した因果関係の構造は

164）Stutz, *supra note* 159, at 8. *See also* Catherine E. Cognetti, *A Single Call: The Need to Amend the Parent-Subsidiary Relationship under the FTAIA in View of Motorola Mobility,* 21 Fordham J. Corp. & Fin. L. 639, 670-671 (2016).

165）直接性要件について即時的結果論と合理的近因論の両方があるものの、後者の方が比較的に有力説となっている。段・前掲注21）134頁。

166）Robert D. Sowell, *New Decisions Highlight Old Misgivings A Reassessment of the Foreign Trade Antitrust Improvements Act Following Minn-Chem,* 66 Fla. L. Rev. 511, 536-537 (2014).

疑問視されている。まず、国外の行為と国内の効果、および国内の効果と原告の損害との間にそれぞれ近接した因果関係があることは、必ずしも国外の行為と原告の損害との間に近接した因果関係があると意味するわけではない。そのため、二つの近接した因果関係を求めるように解釈されているFTAIAの国内効果例外は、反競争的行為と私人の損害との間に近接した因果関係を求める反トラスト法における私訴の原則に一致していないと指摘されている[167]。一方、二つの因果関係のいずれにおいても近接した因果関係が必要ではなく、商業のグローバル化は国内の効果と原告の損害との間により緩やかな基準を求めているとの主張もある[168]。

また、二つ目の因果関係、すなわちクレーム要件が求めている国内の効果と原告の損害との因果関係においては、FTAIAの条文（such effect gives rise to）に基づき、国内の効果が原告の損害の原因となるという一方的な方向性が存在している。この因果関係の方向性の問題に関しては、Lotes事件まではあまり注意が払われておらず、Motorola事件で顕在化してきた。

まず、前記の因果関係の方向性に対する批判が比較的多く見受けられる。例えば、米国向け最終製品のグローバル・サプライチェーンと並行して国際カルテルが拡大しているような状況下で、米国消費者に対して甚大な損害をもたらしていることを考慮すると、因果関係の方向性に基づいてシャーマン法に基づくクレームを否定する正当性や合理的な理由は見当たらないと指摘されている[169]。また、このような方向性のある因果関係でクレーム要件を解釈するのは、外国の反競争的行為が引き起こした米国反トラスト法違反による損害を補塡するための立法努力を反映するFTAIAの目的を果たすものとは言えず、米国内での効果が国外での行為および国外での損害に依存する場合、FTAIAに基づいてシャーマン法に基づくク

167）　*See* Stephen McIntyre, *THE FTAIA'S "DOMESTIC EFFECTS" EXCEPTION: WHY THE NINTH CIRCUIT GOT IT RIGHT,* 30 Antitrust and Unfair Competition Law 113, 125（2015）.

168）　Sowell, *sopra note* 166, at 546–548.

169）　Stutz, *supra note* 155.

レームを否定することは望ましくないとする見解がある[170]。さらに、グローバル・サプライチェーンが現在の世界経済において広く普及しているため、外国のカルテルが部品の価格を操作した場合、米国経済は不可避的に効果を受ける。このように国際的に高度に相互依存した経済をFTAIAの制定当時に想定していなかったため、現在のFTAIAは、米国消費者の利益を十分に保護しておらず[171]、グローバル・サプライチェーンの状況をより適切に反映するように更新されるべきであるとの指摘もされている[172]。

一方、米国反トラスト法が外国の競争当局による自国市場での執行努力を妨げないことを確保した上、FTAIAのクレーム要件をMotorola再審判決のように適用することは、米国以外の競争法のより効果的な執行を促進できるとする見解もある[173]。なぜなら、外国競争法の執行措置がますます強化されるにつれ、外国の競争当局は、自国外の企業にその市場で事業を展開するよう奨励するための手段として、自国市場において競争法を積極的に執行することが見込まれ、米国における販売または米国への販売のみを根拠とする米国反トラスト法の執行が外国のカルテルを十分に抑止できないという懸念は軽減されるはずであるとされている[174]。

以上のように、クレーム要件の解釈において国内の効果から原告の損害という因果関係の方向性があることの賛否は、米国企業や米国消費者の利益を保護する観点に基づいて議論されているように解される。これは、Motorola、HPやAppleなど米国企業の親会社がグローバル・サプライ

170） Ellen Meriwether, *Motorola Mobility and the FTALIA: If Not Here, Then Where?,* 29 Antitrust 8, 10 (2015).

171） *See* Cognetti, *supra note* 164, at 681.

172） *See* Jae Hyung Ryu, *Deterring Foreign Component Cartels in the Age of Globalized Supply Chains,* 17 Wake Forest J. Bus. & Intell. Prop. L. 81, 100-101 (2016).

173） Leon B. Greenfield, Steven F. Cherry, Perry A. Lange & Jacquelyn L. Stanley, *Foreign Component Cartels and the U. S. Antitrust Laws: A First Principle Approach,* 29 Antitrust 18, 24 (2015).

174） *Id.*

チェーンにおける位置、すなわち最終製品の最終市場における販売業者としての立場に緊密に関係していると考えられる。

ただし、方向性のある二つの因果関係の制限は、外国の損害が独立したものといい難いにもかかわらず、親子会社のいずれもクレーム要件を満たさないことから救済を得られないことになりかねず、グローバル・サプライチェーンに通じて米国にもたらされる反競争的効果に対応するためには限界があるものと思われる。

3　親子会社の関係および物流と商流の捉え方

Motorola事件とHP事件は、カルテル対象商品となる部品の物理的流通経路（物流）と部品に関する所有権や金銭的移転（商流）の方向が一致しているか否かという点で異なっている。Motorola事件において部品の物流と商流との両方が海外子会社向けであるのに対し、HP事件では部品の物流が海外子会社向けであるものの、部品の商流は国内親会社向けである。部品の物流と商流の方向性の相違に基づいてクレーム要件が満たされるのかという判断の結論も異なっている。このように、クレーム要件の文脈において、親子会社の関係および物流と商流をどのように捉えるべきなのかという課題が生じている。

Motorola事件およびHP事件を分析してみると、カルテル商品の物流が直接米国に入ってない場合、国内親会社とその海外子会社をそれぞれ独立した企業として見たうえで、商流が直接米国に入ったか否かに基づいてクレーム要件について判断する傾向があると考えられる。

Motorola事件において、Motorolaは、海外子会社は米国にある親会社が米国で決定した価格と数量に基づいてカルテル販売業者から液晶パネルを購入したのであり、その海外子会社を子会社ではなく部門であるように主張した。しかし再審判決は、企業はある目的のために関連会社の別個の法的存在を確立し利用する権利があるにもかかわらず、第三者に対する自らの利益のためにその別個の法的存在を無視することはできないと述べ、また、米国法は親会社と子会社（あるいは姉妹会社）を単一のようにはまとめることはしないとも述べた。このような捉え方は、親子会社の両方が

救済を得られないようにするため、米国消費者の利益を十分に保護していないと指摘されている[175]。もし国内親会社と海外子会社を単一の実体としてみる場合、間接的購買者理論は適用されず、クレーム要件を満たす可能性がある[176]。

米国反トラスト法において、違反行為者側に対して、裁判所は、各法人の独立した法的人格に過度に拘泥することなく、その統合的な性質を重視し、企業グループを単一の実体として扱う傾向が強まっている[177]。しかし、違反行為により被害を受けた企業に対し、特に親子会社がそれぞれ国内外に所在する場合、企業グループを単一の実体として扱うという共通の考え方はまだ形成されていない。

Motorola事件において、Motorolaが部品の購入価格と数量を決定したのは、親会社として海外子会社を所有かつ支配しており、実質的に液晶パネルを購入したのが親会社であるように主張していると解される。これは、単一の実体において、国内親会社が意思決定機能を持つ者（意思決定者）となっており、海外子会社が商品の受領収益機能を持つ者（受領収益者）となっている[178]ように考えられる。しかし、Motorola事件再審判決の立場からすると、海外子会社に意思決定機能を有するかを問わず、書類上の買い手となっている以上、海外子会社は国内親会社から独立した外国企業としてみるしかない。言い換えれば、親会社が意思決定機能を有していることのみでは、親子会社を単一の実体としてみることができない。

それでは、どのような場合に親子会社を単一の実体としてみる余地があるのか。Motorola事件で問題となった違反行為に対する有罪判決が出たAUO事件[179]では、国内親会社とカルテル参加者との直接交渉のあること

175） Cognetti, *supra note* 164, at 668-669.

176） *Id.* at 673.

177） Phillip E. Areeda & Herbert Hovenkamp, Antitrust Law ¶271c3, at 271 (5th ed. 2020) IB.

178） 白石・前掲注８）237頁参照。

179） United States v. Hui Hsiung, 778 F. 3d 738 (9th Cir. 2015).

が認定された[180]が、Motorola事件において親会社とカルテル参加者との直接交渉の有無については言及されていない。この点からすれば、民事裁判の場合、意思決定者による直接交渉がある場合、親子会社を単一の実体としてみることができるかという疑問が残されている。また、HP事件のように親会社がカルテル部品を直接購入した場合、海外子会社はどのように位置付けるのか、親子会社を単一の実体としてみたと言えるのかという問いもありえよう。

五　おわりに

本稿は、まず反トラスト法域外適用における国内効果例外のクレーム要件の位置付けを明らかにした上で、Motorola事件など反トラスト法域外適用の私訴において、諸論点を分析した。また、グローバル・サプライチェーンの時代において、海外子会社の介在および商品の変形によりクレーム要件の解釈にもたらされた現代的課題を明らかにした。

日本独占禁止法やEU競争法は公的執行を中心としてはいるが、いずれも私訴が行われる場合がある。反トラスト法の国内効果例外のクレーム要件を巡る議論から、競争法の域外適用について、公的執行の場面のみならず、私訴について、グローバル・サプライチェーンでは、国内親会社の海外子会社の捉え方という観点から示唆を得ることができたと言える。

なお、同じく国内効果例外の要件たる直接性要件とクレーム要件との関係については、今後さらなる研究の課題としたい。

180）　United States v. Hui Hsiung, 778 F. 3d 738（9th Cir. 2015）.

段　禹成（ダン　ウセイ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　華東政法大学大学院法律碩士教育センター修士課程
所属学会　日本経済法学会
専攻領域　経済法
主要著作　「外国取引反トラスト改善法における輸入取引に関与する行為」『法学政治学論究』141号（2024年）
「反トラスト法域外適用における国内効果例外の直接性要件の再考」『法学政治学論究』144号（2025年）